

## 住宅リフォームを補助します

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

町では、地域経済の活性化と、より快適な居住環境づくりをめざして、町民の皆さんが居住する住宅をリフォームする工事に対して補助金を支給する制度を設けています。

### ●申請できる方(下記の4項目全てに該当する方)

- ① 神川町に居住し、住民登録している方
- ② 対象となる住宅の所有者であり、かつ居住している方
- ③ 町税等の滞納がない方
- ④ 対象となる住宅で過去にこの補助制度を受けていない方

### ●補助対象工事(下記の3項目全てに該当する工事)

- ① 町内業者が施工する工事費20万円以上(税抜)で、以下に掲げるいずれかの住宅リフォーム工事
  - ・住宅の内外装を修理または修繕する工事
  - ・住宅の増改築又は間取りを変更する工事
  - ・居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改良工事 ※他にも補助対象工事あり
- ② 町で行うほかの補助、助成制度を受けていない住宅リフォーム工事
- ③ 補助金交付申請後、交付決定を受けてから着工し申請年度の3月31日までに完了する工事。(工事がすでに着工または完了しているものは対象になりません)

### ●補助率・補助限度額金額

改修工事費(税抜)の10%に相当する額(千円未満は切り捨て)で**10万円**を限度額とします。  
※申請額が予算限度額に達した時点で申請は受付終了となりますので、あらかじめご了承ください。

## ごみはルールを守って正しく出しましょう

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

町にはごみ収集所に出された違反ごみに関する相談が多く寄せられています。  
収集所は地域の方の協力で管理されています。ごみを出す一人ひとりが、収集所を管理する方の気持ちになり、ルールを守って出してください。



袋に入りきっていない  
違反ごみ

### 【ごみ出しのルール】

- 決められた日に、決められた品目を出す  
収集日の朝、午前8時までに出してください。
- 可燃ごみ(ダンボール含む)、不燃ごみは必ず児玉  
郡市共通認定袋へ入れて出す  
ダンボールは、収集所に直接出しても回収されません。各  
地域のリサイクル団体の資源回収に出していただくか、収  
集所に出す場合は、児玉郡市共通認定袋(燃えるごみ用)  
に入れて出してください。

- 認定袋に入らないごみ＝粗大ごみ  
粗大ごみは収集所に出せません。

※正しいごみの出し方については、「家庭から  
出るごみの出し方」(防災環境課窓口・ホ  
ムページでも入手可能)をご覧ください。



町ホームページ  
「ごみ」

## マイナンバーカードを自宅で受け取る手続きができるようになりました

問合せ 町民福祉課 戸籍担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

今までの、マイナンバーカードの受取り時に必要書類をもって役場(本庁舎)へ来庁する方法(交付時来庁方式…①)に加えて、全ての必要書類を揃え、役場(または神泉総合支所)へ来庁して申請すると本人限定受取郵便(特例型)でマイナンバーカードが受け取れるようになりました(申請時来庁方式…②)。

### ①交付時来庁方式

申請方法 インターネット、郵送、申請に対応した証明写真機など

受取り窓口 町民福祉課(神泉総合支所では受け取ることができません)

受取り ・約1~2か月後に町民福祉課から、マイナンバーカードの受取案内が届きます。

・原則本人が必要書類を持って来庁

(15歳未満の方、成年被後見人等の方は、法定代理人の同行が必要です)

必要書類 本人確認書類、通知カード、同封されたはがきなど(詳しくは受取り時の案内に記載)

### ②申請時来庁方式

※本人が申請してください(15歳未満の方、成年被後見人等  
の場合は法定代理人の同行が必要です)。

申請窓口 町民福祉課または神泉総合支所 地域総務課

必要書類 本人確認書類(下記参照)、通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方)

暗証番号 マイナンバーカードをご利用の際の暗証番号を最大4つ設定していただきます。

写真撮影 職員が申請者の顔写真の撮影をさせていただきます。

※ご自身でご用意していただいてもかまいません。

(縦4.5cm×横3.5cm、最近6か月以内に撮影、正面、無帽、無背景のもの)

受取りの連絡 約2か月後に、本人限定受取郵便(特例型)で発送

郵便局から受取方法の連絡がありますので次のどちらの方法で受け取るかお選びください。

受取り手続 (詳細は郵便局にお問合せください)

ご自宅で受取 本人が不在だと、同居している家族でも受け取ることができません(15歳未満の方や成年被後見人の場合は親権者等の法定代理人の在宅が必要な場合もあります)。

郵便局で受取 現在の氏名、住所を表記した本人確認書類を持って、本人(15歳未満の方・成年被後見人の場合は本人と法定代理人)が郵便局でお受け取りください。

また、申請時のスマートフォン等の操作を職員が補助することもできます。

### ●スマートフォン等を持っているが、普段インターネット・メールを使っていない方

→本人のスマートフォン等を使って、職員が操作の補助をします。

### ●スマートフォンを持っていない方

→役場のタブレット端末を使って、職員が操作の補助をします。

### 【マイナンバーカード申込・受取時本人確認書類】

(法定代理人が同行する場合、法定代理人分も必要になります。)

・1点で本人確認できるもの 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(顔写真付きに限る。)、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)等

・2点以上で本人確認できるもの

健康保険証、年金手帳、年金証書、学生証、子ども医療費受給者証、介護被保険者証、等

・法定代理人であることの確認書類(戸籍謄本・登記事項証明書など)

※申請者が15歳未満の方で、同一世帯の法定代理人と一緒に来庁される場合は省略できます。

